

平成 24 年 10 月 1 日から 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の土壤汚染対策 に関する規定が変わります。

本県では、平成 23 年 7 月 22 日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を、平成 24 年 3 月 30 日に同条例施行規則の一部を改正する規則を公布し、いずれも平成 24 年 10 月 1 日に全面施行することとしております。

この度の改正の内容は、指定事業所の設置の手続きの見直しや、環境情報の提供の促進など多岐にわたるものですが、土壤汚染対策に関する主な改正内容は、次のとおりです。

1 汚染された土地、汚染土壤に関する努力規定等の追加

条例では、従来から土地の区画形質変更を行う際には、土壤汚染（自主的な調査により判明したものを含む。）による公害が発生しない方法により行うことを努力規定として定めていましたが、これに加えて、改正後は土地の区画形質変更を行う際の周辺住民への周知並びに汚染土壤を運搬する際及び汚染土壤の処理を行う際の公害防止措置等に関する努力規定や、汚染土壤を用いた埋立等の禁止規定を次の(1)から(6)のとおり追加しました。

また、併せて、知事は「土壤の汚染状況等の調査並びに汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」を定め公表するものとししました。（条例第 58 条の 6）

(1) 汚染された土地で土地の区画形質変更を行う際の周辺住民等への周知（条例第 58 条第 2 項）

「汚染された土地」※において土地の区画形質の変更を行おうとする者は、当該土壤汚染に関する公害防止の計画等について、周辺住民等に対し周知を行うよう努めることとしました。

なお、周知の具体的な方法等は、「土壤の汚染状況等の調査並びに汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」で定めています。

(2) 汚染土壤の運搬又は処理を委託する際に行うべき事項（条例第 58 条第 3 項）

「汚染土壤」※の運搬又は処理を他人に委託する者は、当該運搬又は処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めることとしました。

なお、措置の具体的な内容は、「土壌の汚染状況等の調査並びに汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」で定めています。

汚染された土地

※「汚染された土地」とは、次のいずれかの調査により、次の対象物質に関して基準値を超える汚染が判明した土地を指します。

【調査】

- 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 県条例に基づく特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土壌の汚染状況の調査
- 土壌汚染調査対策指針に定める調査方法と同等以上の方法により行った土壌の汚染状況の調査（自主的な調査等）

【対象物質及び基準値】

対 象 物 質	基 準 値
特定有害物質（土壌汚染対策法に定める特定有害物質と同じ25項目）	土壌汚染対策法に定める土壌溶出量基準及び土壌含有量基準と同じ値※
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g

※基準値に適合しないことが判明した土壌については、その後、不溶化処理（薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないように処理すること）を行った場合も、基準値に適合しない土壌として扱います。

汚染土壌

※「汚染土壌」とは、次の土壌を指します。

- 「汚染された土地」の土壌及び「汚染された土地」から搬出された土壌
{
 - 汚染範囲の絞込み調査や浄化措置等により基準値に適合していることが確認された土壌は該当しません。
- そのほか、基準値に適合していないと認められた土壌

(3) 汚染された土地を譲渡等する際の情報提供（条例第58条の2）

「汚染された土地」の所有者、管理者又は占有者は、当該土地を譲渡し、貸与し又は返還しようとする際は、その相手方に土地の汚染状況に関する情報を引き継ぐよう努めるとしました。

(4) 汚染土壌を用いた埋立て等の禁止（条例第58条の3）

「汚染土壌」を使用した埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積行為を、次の場合を除いて禁止しました。

また、土地の所有者、管理者又は占有者は、このような行為を行わせるために所有、管理又は占有する土地を譲渡したり、使用させてはならないとしました。

＜埋立等の禁止の対象にならない行為＞

- 土壤汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壤処理施設で行う埋立等
- 条例に基づく指定事業所（汚染土壤の処理の作業を行うものに限る。）において行う処理のための一時的な堆積
- 汚染土壤の運搬過程における積み替え作業において、定められた基準に従って行う一時的な堆積
- その他、汚染土壤による公害が発生しないように適切な措置を講じたうえで行なわれる埋立又は盛土

(5) 汚染土壤を運搬する際の公害の防止（条例第 58 条の 4）

「汚染土壤」を運搬する者は、次の事項の実施に努めることとしました。

- 汚染土壤又は特定有害物質若しくはダイオキシン類の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- 汚染土壤とその他の物を混合しないこと。
- 異なる汚染土壤を混載する場合は、搬出元ごとに区分して運搬すること（当該汚染土壤を同一の施設において処理する場合を除く。）

なお、汚染土壤又は特定有害物質若しくはダイオキシン類の飛散等を防止するために必要な措置の具体的な内容は、「土壤の汚染状況等の調査並びに汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」で定めています。

(6) 汚染土壤の処理を行う際の公害の防止（条例第 58 条の 5）

「汚染土壤」を処理する者は、次の事項の実施に努めることとしました。

- 処理する汚染土壤の汚染状態に照らして適切な方法で処理すること。
- 汚染土壤又は特定有害物質若しくはダイオキシン類の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- 処理した土壤を搬出する場合は、土壤の汚染状態が基準値に適合することを確認すること（別の施設で再処理するために搬出する場合を除く。）
- 汚染土壤の処理を業として行う場合は、処理を行う土地の周辺における搬出入車両による公害の発生を防止すること。

なお、処理する汚染土壌の汚染状態に照らして適切な方法の具体的な内容は、「土壌の汚染状況等の調査並びに汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」で定めています。

2 特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地に関する規定の改正

従来から「特定有害物質使用地」及び「ダイオキシン類管理対象地」については、特定有害物質使用事業所等の廃止時及び土地の区画形質変更時に届出等が義務付けられていたところですが、この度、土壌汚染対策法との関係整理の観点などから次の(1)から(8)の改正を行いました。

(1) 特定有害物質の見直し（条例第2条第8号）

「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」及び六価クロム化合物を除く「クロム及びその化合物」を特定有害物質から除外し、土壌汚染対策法に定める特定有害物質と同じ項目としました。

(2) 土壌の汚染状況の調査等の具体的方法（条例第59条第3項、第60条第2項、第4項、第60条の2他）

土壌の汚染状況の調査の具体的方法並びに汚染が判明した特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地で土地の区画形質の変更を行う場合に作成する公害防止計画及び周知計画の具体的内容を、「土壌の汚染状況等の調査並びに汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」で規定することとしました。

なお、調査方法の主な変更内容は次のとおりです。

特定有害物質関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画形質変更時の調査対象範囲の変更 ・ 汚染のおそれの区分を土壌汚染対策法と合わせて3種類に変更 ・ 区画形質変更時調査における単位区画の設定方法を明確化 ・ 調査の一部省略規定の追加（土地所有者の同意が必要） ・ 調査の一部省略規定を用いた場合を想定した土壌汚染による地下水への影響の調査方法の追加
ダイオキシン類関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画形質変更時の調査対象範囲の変更 ・ 単位区画の設定方法及び試料採取地点の選定方法の明確化 ・ 簡易測定法を利用する場合の取扱いを規定

また、平成24年10月1日より前に着手した調査については、従前の規定が適用されます。

(3) 土壌の汚染状態の基準（第 58 条第 2 項）

特定有害物質に関する土壌の汚染状態の基準について、従来の土壌溶出量に関する基準に加え、土壌汚染対策法と同様に土壌含有量に関する基準を追加しました。

(4) 土壌汚染対策法に基づき調査等が行われた土地に関する適用除外（条例第 59 条第 3 項、第 60 条第 2 項、第 4 項）

条例に基づく土壌の汚染状況の調査義務と平成 22 年 4 月に施行された改正土壌汚染対策法に基づく調査の義務が重複する部分について、条例に基づく調査の実施を不要としました。また、条例に基づく土壌の汚染状況の調査の結果、汚染が判明した土地が、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定された場合について、条例に基づく公害防止計画の作成を不要としました。

(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質変更（条例第 60 条第 1 項、第 6 項）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行う場合の事前届（土地区画形質変更等届）について、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、当該事前届出を不要とし、形質変更を行った日から起算して 14 日以内に、規定の様式によりその旨を知事に届け出るものとなりました。

(6) 土地の形質変更であって、土壌の汚染状況の調査義務が適用されないものの追加（条例第 60 条第 2 項、第 63 条の 3）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地における土地の形質を変更する場合において、次のいずれかに該当する場合は、土壌の汚染状況の調査を行う必要がないものとなりました。

- 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次の全てに該当するもの
 - ・ 掘削した土壌を敷地外に搬出しないこと
 - ・ 特定有害物質のうち揮発性のものによる汚染のおそれが認められないこと
 - ・ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること
 - ・ 掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること

なお、これらの形質変更についても、条例第 60 条第 1 項に基づく事前届出義務（土地区画形質変更等届）については、従来どおり適用されます。

(7) 土地の区画変更の際に土壌汚染が判明した場合の公表規定の追加（条例第 60 条第 3 項、第 63 条の 3）

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画を変更する際（敷地の一部を譲渡する際等）に実施した土壌の汚染状況の調査により土壌汚染が確認された場合について、条例第 59 条第 4 項に定める特定有害物質使用事業所の廃止時調査により土壌汚染が確認された場合と同様に、知事は土壌の汚染が確認された土地の住所その他の規則で定める事項を公表するものとなりました。

(8) 様式類の変更（第 22 号様式～第 26 号様式の 5）

3 土壌汚染対策法に基づき汚染が判明した土地における地下水への影響の調査（条例第 62 条の 2）

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査（同法第 14 条の指定の申請により土壌汚染状況調査とみなされた場合を除く。）により、土壌汚染が確認された場合（土壌含有量基準に係る汚染を除く。）には、当該調査を行った者は、当該土壌汚染による地下水への影響を確認するための調査を行い、その結果を知事に報告しなければならないものとなりました。

なお、調査義務は、平成 24 年 10 月 1 日以降に土壌汚染対策法に基づく調査義務が生じた土壌汚染状況調査について適用されます。

4 汚染土壌の処理の作業の指定作業への追加（条例第 2 条第 10 号）

「汚染土壌の処理の作業」を条例別表第 1 に 51 の 2 に掲げる作業として追加し、汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設（いずれも土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可に係るものを除く。）を用いる作業を条例第 2 条第 10 号に定める指定作業に追加しました。

なお、いわゆるオンサイト処理は、指定作業には該当しません。

条例別表第 1 の作業	作業の内容	施設
51 の 2 汚染土壌の処理の作業	汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のうちいずれかを用いる作業（土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設を用いる作業を除く。）	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設